

鹿児島県は、離島において電気自動車・プラグインハイブリッド自動車を購入する経費を支援します！

対象となる方

令和4年2月
鹿児島県地球温暖化対策室

- 1 次の全てを満たす個人及び法人(市町村等を除く。)
 - ① 交付申請日に、個人にあつては鹿児島県内の離島に住所を有し、法人にあつては鹿児島県内の離島に事業所又は営業所を有すること。また、県税に未納がないこと。
 - ② 補助対象となる車両の使用の本拠を住所地又は所在地の離島内とし、自ら使用すること。
- 2 上記1の個人・法人を対象に4年以上のリースを行うリース事業者

対象となる車両

- 電気自動車(EV)又はプラグインハイブリッド自動車(PHEV)であつて、乗車定員が4人以上の新車(経済産業省のクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の対象車両に限る。)
- 車両の新規登録(新規検査届出)日が令和4年4月1日以降のもの

補助金額

1台につき20万円(個人は1台のみ、法人は2台まで)
※ 別途、国の補助制度あり(EV上限80万円、PHEV上限50万円)

補助の条件等

- 法定耐用年数(4年)経過前に離島での使用継続が困難になった場合には、補助金相当額の一部を返還していただきます。
- その他にも、毎年度、県が実施するアンケート調査に協力することなど、要件を設けることがあります。
- 補助金交付申請手続きは、車両登録及び代金支払いの完了後に行っていただくこととなります。

詳細については

- この事業の実施は、県議会における予算の承認を前提としており、今後、制度内容が変更される場合があります。予算が承認され、事業実施の準備が整い次第、募集を開始しますので、しばらくお待ちください。
- ご不明な点がございましたら、県庁地球温暖化対策室までお問合せください。(電話:099-286-2586 Email: epchikyu@pref.kagoshima.lg.jp)

県事業については
こちら



国事業については
こちら

